

次期がん対策推進基本計画に向けて小児がん拠点病院および連携病院の小児がん医療・  
支援の質を評価する新たな指標開発のための研究（松本班）

## 小児がん連携病院 QI 定義表（2019 年） 【抜粋】

2021.2.15 第 1.00 版

2021.3.5 第 1.01 版

## 【指標 1】小児血液・がん専門医と暫定指導医の総数

### 《目的・意義》

内科系医師の専門性についての指標

### 《典拠・参照》

・「小児がん拠点病院等の整備に関する指針」

#### II 拠点病院の指定要件について

##### 1 診療体制

##### (1) 診療機能

###### ① 集学的治療の提供体制及び標準的治療等の提供

ア 小児がんについて、手術療法、放射線療法及び薬物療法を効果的に組み合わせた集学的治療及び緩和ケアを提供する体制を有するとともに、各学会の診療ガイドラインに準ずる標準的治療（以下「標準的治療」という。）等小児がん患者の状態に応じた適切な治療を提供すること。

##### (2) 診療従事者

###### ① 専門的な知識及び技能を有する医師の配置

イ 専任（当該療法の実施を専ら担当していることをいう。この場合において、「専ら担当している」とは、担当者となっていればよいものとし、その他診療を兼任していても差し支えないものとする。ただし、その就業時間の少なくとも5割以上、当該療法に従事している必要があるものとする。以下同じ。）の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、原則として常勤であること。また、専従（当該療法の実施日において、当該療法に専ら従事していることをいう。この場合において、「専ら従事している」とは、その就業時間の少なくとも8割以上、当該療法に従事していることをいう。以下同じ。）であることが望ましい。

#### III 地域ブロック協議会の設置と小児がん連携病院の指定について

##### 2 小児がん連携病院の指定

##### (1) 地域の小児がん診療を行う連携病院

ア 標準的治療が確立しており均てん化が可能ながん種について、拠点病院と同等程度の適切な医療を提供することが可能であること

エ 拠点病院の指定要件に準じた人員配置を行うことが望ましい

・地域がん診療連携拠点病院指定要件

・英国国立臨床研究所の小児がん診療ガイドライン

《算定方法、分母・分子、除外データ、用語定義など》

日本小児血液・がん学会に認定された小児血液・がん専門医と暫定指導医の総数

2019年9月1日時点

※施設全体の数をカウントする

## 【指標 2】小児がん認定外科医数

### 《目的・意義》

外科系医師の専門性についての指標

### 《典拠・参照》

・「小児がん拠点病院等の整備に関する指針」

II 拠点病院の指定要件について

1 診療体制

(1) 診療機能

① 集学的治療の提供体制及び標準的治療等の提供

ア 小児がんについて、手術療法、放射線療法及び薬物療法を効果的に組み合わせた集学的治療及び緩和ケアを提供する体制を有するとともに、各学会の診療ガイドラインに準ずる標準的治療（以下「標準的治療」という。）等小児がん患者の状態に応じた適切な治療を提供すること。

III 地域ブロック協議会の設置と小児がん連携病院の指定について

2 小児がん連携病院の指定

(1) 地域の小児がん診療を行う連携病院

ア 標準的治療が確立しており均てん化が可能ながん種について、拠点病院と同等程度の適切な医療を提供することが可能であること

・英国国立臨床研究所の小児がん診療ガイドライン

《算定方法、分母・分子、除外データ、用語定義など》

日本小児血液・がん学会に認定された小児がん認定外科医の総数

2019年9月1日時点

※施設全体の数をカウントする

## 【指標 7】 緩和医療認定医・専門医・指導医数

### 緩和ケア研修会修了者数

#### 《目的・意義》

緩和医療医の専門性についての指標

#### 《典拠・参照》

・「小児がん拠点病院等の整備に関する指針」

#### II 拠点病院の指定要件について

##### 1 診療体制

##### (1) 診療機能

##### ③ 緩和ケアの提供体制

ア (2)の①のウに規定する医師及び(2)の②のウに規定する看護師等を構成員とする小児の緩和ケアチームを整備し、当該緩和ケアチームを組織上明確に位置付けるとともに、小児がん患者に対し適切な緩和ケアを提供すること。

##### (2) 診療従事者

##### ① 専門的な知識及び技能を有する医師の配置

ウ (1)の③のアに規定する緩和ケアチームに、身体症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師並びに精神症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師をそれぞれ1人以上配置すること。なお、当該各医師については、常勤であることが望ましい。

#### III 地域ブロック協議会の設置と小児がん連携病院の指定について

##### 2 小児がん連携病院の指定

##### (1) 地域の小児がん診療を行う連携病院

ア 標準的治療が確立しており均てん化が可能ながん種について、拠点病院と同等程度の適切な医療を提供することが可能であること

エ 拠点病院の指定要件に準じた人員配置を行うことが望ましい

・英国国立臨床研究所の小児がん診療ガイドライン

《算定方法、分母・分子、除外データ、用語定義など》

1) 日本緩和医療学会認定の緩和医療認定医・専門医・(暫定)指導医の総数

2019年9月1日時点、複数資格保持者は1人と数える

※施設全体の数をカウントする

2) 緩和ケアチームの身体症状担当医および精神症状担当医の人数

うち PEACE (成人の緩和ケア研修会) 修了者数

うち CLIC (小児の緩和ケア研修会) 修了者数

2019年9月1日時点

3) 小児がん診療において、小児がん患者の主治医や担当医となる者の人数

うち PEACE (成人の緩和ケア研修会) 修了者数

うち CLIC (小児の緩和ケア研修会) 修了者数

2019年9月1日時点

※2) 3) は現況報告書の人数を記載する。ただし、初期研修医は除外する。

※小児がん患者：初発診断時年齢20歳未満のがん患者

## 【指標 8】療養支援担当者数

### 《目的・意義》

療養支援体制についての指標

### 《典拠・参照》

・「小児がん拠点病院等の整備に関する指針」

II 拠点病院の指定要件について

1 診療体制

(2) 診療従事者

② 専門的な知識及び技能を有する医師以外の診療従事者の配置

カ 小児科領域に関する専門的知識を有する公認心理師又は臨床心理士、社会福祉士（特に医療ソーシャルワーカー）、医療環境にある子どもや家族に心理社会的支援を提供する専門家であるチャイルド・ライフ・スペシャリスト等のような、療養を支援する担当者を配置していることが望ましい。

III 地域ブロック協議会の設置と小児がん連携病院の指定について

2 小児がん連携病院の指定

(1) 地域の小児がん診療を行う連携病院

ア 標準的治療が確立しており均てん化が可能ながん種について、拠点病院と同等程度の適切な医療を提供することが可能であること

エ 拠点病院の指定要件に準じた人員配置を行うことが望ましい

・英国国立臨床研究所の小児がん診療ガイドライン

### 《算定方法、分母・分子、除外データ、用語定義など》

ホスピタルプレイスペシャリスト、チャイルドライフスペシャリスト、こども療養支援士、臨床心理士、社会福祉士の数

2019年9月1日時点、複数資格保持者は各資格ごとに1人と数える

除外：小児がん患者が入院しない病棟の担当者

※カウント対象となる病棟は、「通常入院が想定されている病棟」に限る。年間2～3名ほどのがん患者が入院する病棟や、ICU、NICUなどは含まない。

小児がん患者：初発診断時年齢20歳未満のがん患者

## 【指標 9】小児がん相談員専門研修修了者数

### 《目的・意義》

相談支援体制についての指標

### 《典拠・参照》

・「小児がん拠点病院等の整備に関する指針」

#### II 拠点病院の指定要件について

##### 3 情報の収集提供体制

##### (1) 相談支援センター

- ① 「小児がん中央機関による研修について」（平成 27 年 3 月 31 日付け厚生労働省健康局がん対策・健康増進課事務連絡）に定める小児がん中央機関が実施する所定の研修を修了した、小児がん患者及びその家族等の抱える問題に対応できる専任の相談支援に携わる者を 1 人以上配置すること

#### III 地域ブロック協議会の設置と小児がん連携病院の指定について

##### 2 小児がん連携病院の指定

##### (1) 地域の小児がん診療を行う連携病院

- カ 相談支援の窓口を設置し、必要に応じて、拠点病院の相談支援センターに紹介すること。なお、II の 3 の (1) の①に規定する研修を受けた者を配置することが望ましい

### 《算定方法、分母・分子、除外データ、用語定義など》

- 1) 小児がん相談員専門研修を修了した相談員の総数（常勤・非常勤を問わない）

2019年9月1日時点

- 2) 1) のうち、小児がんに関わる相談員の人数（少しでも関わっていれば 1 人とカウントする）

## 【指標 2 1】 拠点病院等との連携状況（小児がんに関する

### 紹介患者数）・

### 多職種連携状況（相談支援部会参加者数）

#### 《目的・意義》

拠点病院との連携に関する指標

#### 《典拠・参照》

・「小児がん拠点病院等の整備に関する指針」

##### II 拠点病院の指定要件について

##### 1 診療体制

##### (1) 診療機能

##### ④ 病病連携・病診連携の協力体制

イ 小児がんの病理診断又は画像診断に関する依頼や手術療法、放射線療法又は薬物療法に関する相談など、小児がん連携病院や地域の医療機関等の医師と相互に診断及び治療に関する連携協力体制を整備すること

##### III 地域ブロック協議会の設置と小児がん連携病院の指定について

##### 2 小児がん連携病院の指定

##### (1) 「地域の小児がん診療を行う連携病院

ウ IIの1の(1)の④に準じた連携の協力体制を構築していること

ク 緊急対応が必要な患者や合併症を持ち高度な管理が必要な患者に対して、拠点病院やがん診療連携拠点病院等と連携し適切ながん医療の提供を行うこと

#### 《算定方法、分母・分子、除外データ、用語定義など》

##### 1) 小児がんに関する紹介患者数

対象：初発診断時年齢が18歳以下のがん患者

基準日：紹介日

期間：2019年1月～2019年12月

1) -1. セカンドオピニオン目的で紹介され受け入れた小児がん患者数（延べ数）

1) -2. セカンドオピニオン目的で他施設へ紹介した小児がん患者数（延べ数）

(1) -1 + 1) -2 ※自動計算）セカンドオピニオンの対応を行った小児がん患者数★7

1) -3. 他施設から紹介され受け入れた小児がん患者数（延べ数）★8

1) -4. 1) -3.のうち、小児がん拠点病院から紹介された患者数（延べ数）

1) -5. 小児がん患者の紹介を受けた医療機関数（実数）★9

1) -6. 小児がん患者の他施設への紹介患者数（延べ数）★10

1) -7. 1) -6.のうち、小児がん拠点病院へ紹介した患者数（延べ数）

1) -8. 小児がん患者を紹介した医療機関数（実数）★11

※「★」がついている項目は現況報告書の数値を参照しご記載ください。

★の番号は参考資料の⑦、⑧・・・等と対応しております。

※小児がん拠点病院・・・ファイル内「拠点病院リスト」参照



2) 相談支援部会参加者実数・延べ数

対象：相談支援部会の参加者（常勤・非常勤を問わない）

基準日：相談支援部会開催日

期間：2019年1月～2019年12月

2) -1. 各地域ブロック主催の相談支援部会の参加者実数

2) -2. 各地域ブロック主催の相談支援部会の参加者延べ数

例：2019/6/11 開催の相談支援部会に A さん B さん C さんの 3 名が出席し、  
2019/12/13 開催の相談支援部会に B さん C さん D さんの 3 名が  
出席した場合、実数は 4 名、延べ数は 6 名となる

### 定義等の注意事項

- ※「がん患者」＝院内がん登録の登録対象となる疾患を持つ患者
- ※院内がん登録の対象のうち、脊髄の脂肪腫、卵巣境界悪性腫瘍は除く
- ※院内がん登録漏れの症例も、対象の定義に当てはまれば含めてもよい
- ※対象患者の定義に院内がん登録症例区分の記載がないものは、診断年を限定しない
- ※「対象」で大まかな定義を示し、その後の「分母」「分子」で更に対象を絞っている場合があるため、定義等をよく確認のこと
- ※診断時年齢の計算方法は、自施設診断症例は診断日、他施設診断症例は自施設初診日を基準にして計算するものとする
- ※算出する数値で整数でないものは、小数点以下第2桁を四捨五入し、小数点以下第1桁までの数値にして提出様式に入力する